

公 告

○公 告

平成24年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成24年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続きは、要しない。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

- (1) 請求先

県のホームページのえひめの土木

（<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukak/00005739041124/index.htm>）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

- (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成24年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成25年度及び平成26年度の資格審査

平成25年度及び平成26年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成24年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設業係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 - 2644

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2644	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線255)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111 (内線417)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所事業管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線283)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町御荘平城3048 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線233)	南宇和郡

様式第 1 号（7 関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

様

郵便番号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

㊟

電話 （ ） -

番

参加を希望する工事種別

様式第 2 号（ 7 関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

第11条 主幹が不在のときは、あらかじめ主幹が指定した者が代決する。

(代決の制限)

第12条 前3条の規定にかかわらず、重要若しくは異例に属する事項又は新規の計画に関する事項については、代決することができない。

第13条 省略

第14条 省略

(代決の制限)

第9条 前条の規定にかかわらず、重要若しくは異例に属する事項又は新規の計画に関する事項については、代決することができない。

第10条 省略

第11条 省略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																				
(組織)			(組織)																																				
<p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健体育課</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">指導部</td> <td>義務教育課</td> <td>免許学事係 教職員係 _____ _ 学校施設係 _____</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>施設管理係 教職員係 _____ _</td> </tr> <tr> <td>人権教育課</td> <td>社会啓発係 _____</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>教育振興係 _____</td> </tr> </tbody> </table>			部	課	係	管理部	省略		保健体育課		指導部	義務教育課	免許学事係 教職員係 _____ _ 学校施設係 _____	高校教育課	施設管理係 教職員係 _____ _	人権教育課	社会啓発係 _____	特別支援教育課	教育振興係 _____	<p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健体育課</td> <td>保健給食係 学校体育係 競技力 向上係</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">指導部</td> <td>義務教育課</td> <td>免許学事係 教職員係 教育指導 係 学校施設係 幼児教育係</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>施設管理係 教職員係 教育指導 係</td> </tr> <tr> <td>人権教育課</td> <td>社会啓発係 学校指導係</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>教育振興係 教育指導係</td> </tr> </tbody> </table>			部	課	係	管理部	省略		保健体育課	保健給食係 学校体育係 競技力 向上係	指導部	義務教育課	免許学事係 教職員係 教育指導 係 学校施設係 幼児教育係	高校教育課	施設管理係 教職員係 教育指導 係	人権教育課	社会啓発係 学校指導係	特別支援教育課	教育振興係 教育指導係
部	課	係																																					
管理部	省略																																						
	保健体育課																																						
指導部	義務教育課	免許学事係 教職員係 _____ _ 学校施設係 _____																																					
	高校教育課	施設管理係 教職員係 _____ _																																					
	人権教育課	社会啓発係 _____																																					
	特別支援教育課	教育振興係 _____																																					
部	課	係																																					
管理部	省略																																						
	保健体育課	保健給食係 学校体育係 競技力 向上係																																					
指導部	義務教育課	免許学事係 教職員係 教育指導 係 学校施設係 幼児教育係																																					
	高校教育課	施設管理係 教職員係 教育指導 係																																					
	人権教育課	社会啓発係 学校指導係																																					
	特別支援教育課	教育振興係 教育指導係																																					
2～4 省略			2～4 省略																																				
(職)			(職)																																				
<p>第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>財務指導監</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10)～(27) 省略</p>			<p>第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) <u>室長補佐</u></p> <p>(10)～(27) 省略</p>																																				
2 省略			2 省略																																				
(課又は室に置く職員)			(課又は室に置く職員)																																				
<p>第9条 課に課長、課長補佐(教育総務課に限る。)及び主幹を、室に室長及び主幹 _____ を、係に係長を置く。</p>			<p>第9条 課に課長及び課長補佐 _____ を、室に室長及び<u>室長補佐</u>を、係に係長を置く。</p>																																				
2～4 省略			2～4 省略																																				
<p>5 <u>主幹は、上司の命を受け、係及びグループの事務を掌理し、当該係及びグループに属する職員を指揮監督する。</u></p>			<p>5 <u>室長補佐は、室長を補佐し、室長が不在のときは、その職務を代行する。</u></p>																																				
6 省略			6 省略																																				
(必要に応じて置く職員)			(必要に応じて置く職員)																																				
<p>第10条 必要な課及び室に参事、副参事 _____、管理主事、指導主</p>			<p>第10条 必要な課及び室に参事、副参事、<u>主幹</u>、管理主事、指導主</p>																																				

事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、科長、主任、教育主任及び主任学芸員を置く。

2～4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

(高校教育課に置く職員)

第11条 高校教育課に財務指導監を置く。

2 財務指導監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、県立学校の財務に関して、専門的な指導及び助言を行う。

事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、科長、主任、教育主任及び主任学芸員を置く。

2～4 省略

5 主幹は、上司の命を受け、グループの事務を掌理し、当該グループに属する職員を指揮監督する。

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

第11条 削除

(愛媛県総合教育センター管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県総合教育センター管理規則(昭和41年愛媛県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の職) 第5条 職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(5) 省略 (6) <u>主幹</u> (7) <u>指導主事</u> (8) 省略 (9) 省略 (10) 省略 (11) 省略 (12) 省略 (13) 省略 (14) 省略 (15)・(16) 省略 2 省略	(職員の職) 第5条 職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(5) 省略 (6) <u>課長補佐</u> (7) 省略 (8) 省略 (9) 省略 (10) 省略 (11) 省略 (12) 省略 (13) 省略 (14) <u>研究主事</u> (15)・(16) 省略 2 省略

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の職) 第4条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(10) 省略 (11) <u>主任主事</u>	(職員の職) 第4条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(10) 省略

- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

管理部教育総務課長補佐	管理部教育総務課主幹
管理部教育総務課政策推進グループ主幹	管理部教育総務課主幹
管理部生涯学習課長補佐	管理部生涯学習課主幹
管理部文化財保護課長補佐	管理部文化財保護課主幹
指導部義務教育課長補佐	指導部義務教育課主幹

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡義勝

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表（第1条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～5 省略</td></tr> <tr><td>6 <u>みなら特別支援学校松山城北分校</u></td></tr> </table>	1～5 省略	6 <u>みなら特別支援学校松山城北分校</u>	<p>別表（第1条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～5 省略</td></tr> <tr><td>6 <u>北宇和高等学校日吉分校</u></td></tr> </table>	1～5 省略	6 <u>北宇和高等学校日吉分校</u>
1～5 省略					
6 <u>みなら特別支援学校松山城北分校</u>					
1～5 省略					
6 <u>北宇和高等学校日吉分校</u>					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県教育委員会
委員長 松岡 義勝

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 省略 (職員)</p> <p>第2条 <u>教育事務所に次長を置く。</u> 2 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>第3条 省略 第4条 省略</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、第6項から第10項まで、第12項、第14項及び第15項に規定する職務に従事する。</p> <p>第5条 省略 (事務の代決)</p> <p>第6条 所長が不在のときは、次長が代決する。 2 所長及び次長がともに不在のときは、主務課長が代決することができる。 3 省略</p> <p>第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略</p>	<p>第1条 省略 (職員)</p> <p>第2条 省略 第3条 省略</p> <p>2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、第7項から第11項まで、第13項、第15項及び第16項に規定する職務に従事する。</p> <p>第4条 省略 (事務の代決)</p> <p>第5条 所長が不在のときは、総務課長が代決する。 2 所長及び総務課長がともに不在のときは、主務課長が代決することができる。 3 省略</p> <p>第6条 省略 第7条 省略 第8条 省略</p>

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略 2~4 省略</p> <p>5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第9項及び第10項、第9条第6項並びに第10条第12項、第14項及び第15項に規定する職務に従事する。 6 主任主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>7 省略 8 省略 9 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略 2~4 省略</p> <p>5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第10項及び第11項、第9条第6項並びに第10条第13項、第15項及び第16項に規定する職務に従事する。</p> <p>6 省略 7 省略 8 省略</p>

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 主幹は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、当該係に属する職員を指揮監督する。</p> <p>6 指導主事は、組織規則第10条第7項に規定する職務に従事する。</p> <p>7 専門員は、組織規則第10条第10項に規定する職務に従事する。</p> <p>8 省略</p> <p>9 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第12項及び第14項に規定する職務に従事する。</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 課長補佐は、課長を補佐し、課長が不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>6 専門員は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。</p> <p>7 省略</p> <p>8 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第13項及び第15項に規定する職務に従事する。</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 研究主事は、上司の命を受け、研究に従事する。</p> <p>12 省略</p>

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項、第9項及び第10項に規定する職務に従事する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 担当係長は、組織規則第10条第12項に規定する職務に従事する。</p> <p>5 省略</p> <p>6 教育主任は、組織規則第10条第15項に規定する職務に従事する。</p> <p>7・8 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項、第10項及び第11項に規定する職務に従事する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 担当係長は、組織規則第10条第13項に規定する職務に従事する。</p> <p>5 省略</p> <p>6 教育主任は、組織規則第10条第16項に規定する職務に従事する。</p> <p>7・8 省略</p>

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県歴史文化博物館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 課長、副参事及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項及び第10項に規定する職務に従事する。</p> <p>3 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 課長、副参事及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項及び第11項に規定する職務に従事する。</p> <p>3 省略</p>

4 担当係長は、組織規則第10条第12項に規定する職務に従事する。
5～7 省略

4 担当係長は、組織規則第10条第13項に規定する職務に従事する。
5～7 省略

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県美術館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項並びに第10条第4項、<u>第9項</u>及び<u>第10項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>4 省略</p> <p>5 係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第14項及び第15項に規定する職務に従事する。</p> <p>6～9 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項並びに第10条第4項、<u>第10項</u>及び<u>第11項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>4 省略</p> <p>5 係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第15項及び第16項に規定する職務に従事する。</p> <p>6～9 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 3 - 24

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則（愛媛県人事委員会規則 3 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局長の専決）</p> <p>第10条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 軽易な事項の通知、報告、照会、回答等に関すること（次条第11号及び第12条第3号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>（次長の専決）</p> <p>第11条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 事務局職員の事務分掌に関すること（次条第2号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>(11) 軽易な事項で事務局長が特に指定するものの通知、報告、照会、回答等に関すること（次条第3号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>（課長の専決）</p> <p>第12条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事務局職員の超過勤務、休日勤務等の命令に関すること。</p> <p>(2) 事務局職員の事務分掌の変更に関すること。</p> <p>(3) 軽易な事項で事務局長が特に指定するものの定例的な通知、報告、照会、回答等に関すること。</p> <p>第13条 省略</p> <p>第14条 省略</p> <p>第15条 省略</p> <p>第16条 省略</p>	<p>（事務局長の専決）</p> <p>第10条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 軽易な事項の通知、報告、照会、回答等に関すること（次条第12号_____に掲げる事項を除く。）。</p> <p>（次長の専決）</p> <p>第11条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 事務局職員の超過勤務、休日勤務等の命令に関すること。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 事務局職員の事務分掌に関すること_____。</p> <p>(12) 軽易な事項で事務局長が特に指定するものの通知、報告、照会、回答等に関すること_____。</p> <p>第12条 省略</p> <p>第13条 省略</p> <p>第14条 省略</p> <p>第15条 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 188

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 5）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																												
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職群級別職務区分表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">職務の級区分</th> <th style="width:20%;">部 局</th> <th style="width:70%;">職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td></td> <td>省略 主幹 _____ 省略 事業所の課長（5 級） 事業所の支所長 省略</td> </tr> <tr> <td>6 級</td> <td></td> <td>省略 _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>8 級</td> <td></td> <td>局長 局付（8 級） 省略</td> </tr> <tr> <td>9 級</td> <td></td> <td>_____ 省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	5 級		省略 主幹 _____ 省略 事業所の課長（5 級） 事業所の支所長 省略	6 級		省略 _____ 省略	省略		省略	8 級		局長 局付（8 級） 省略	9 級		_____ 省略	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政職群級別職務区分表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">職務の級区分</th> <th style="width:20%;">部 局</th> <th style="width:70%;">職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td></td> <td>省略 本局室長補佐 技術課長補佐 省略 事業所の課長（5 級） _____</td> </tr> <tr> <td>6 級</td> <td></td> <td>省略 発電所長 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>8 級</td> <td></td> <td>_____ 局付（8 級） 省略</td> </tr> <tr> <td>9 級</td> <td></td> <td>局長 省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	5 級		省略 本局室長補佐 技術課長補佐 省略 事業所の課長（5 級） _____	6 級		省略 発電所長 省略	省略		省略	8 級		_____ 局付（8 級） 省略	9 級		局長 省略
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																													
省略	管理者の事務部局	省略																																													
5 級		省略 主幹 _____ 省略 事業所の課長（5 級） 事業所の支所長 省略																																													
6 級		省略 _____ 省略																																													
省略		省略																																													
8 級		局長 局付（8 級） 省略																																													
9 級		_____ 省略																																													
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																													
省略	管理者の事務部局	省略																																													
5 級		省略 本局室長補佐 技術課長補佐 省略 事業所の課長（5 級） _____																																													
6 級		省略 発電所長 省略																																													
省略		省略																																													
8 級		_____ 局付（8 級） 省略																																													
9 級		局長 省略																																													
<p>別表第4（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職群(→)級別職務区分表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">職務の級区分</th> <th style="width:20%;">部 局</th> <th style="width:70%;">職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>主幹 保健所の課長（3 級） _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>管理者の事務部局</td> <td>部長 _____ 省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者の事務部局</td> <td>省略 _____ _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			3 級	知事の事務部局	主幹 保健所の課長（3 級） _____ 省略	管理者の事務部局	部長 _____ 省略	4 級	省略		管理者の事務部局	省略 _____ _____ 省略	省略			<p>別表第4（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職群(→)級別職務区分表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">職務の級区分</th> <th style="width:20%;">部 局</th> <th style="width:70%;">職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>_____ 保健所の課長（3 級） 技術課長補佐 省略</td> </tr> <tr> <td>管理者の事務部局</td> <td>部長（中央病院リハビリテーション部長を除く。） 省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者の事務部局</td> <td>省略 中央病院リハビリテーション 部長 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			3 級	知事の事務部局	_____ 保健所の課長（3 級） 技術課長補佐 省略	管理者の事務部局	部長（中央病院リハビリテーション部長を除く。） 省略	4 級	省略		管理者の事務部局	省略 中央病院リハビリテーション 部長 省略	省略						
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																													
省略																																															
3 級	知事の事務部局	主幹 保健所の課長（3 級） _____ 省略																																													
	管理者の事務部局	部長 _____ 省略																																													
4 級	省略																																														
	管理者の事務部局	省略 _____ _____ 省略																																													
省略																																															
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																													
省略																																															
3 級	知事の事務部局	_____ 保健所の課長（3 級） 技術課長補佐 省略																																													
	管理者の事務部局	部長（中央病院リハビリテーション部長を除く。） 省略																																													
4 級	省略																																														
	管理者の事務部局	省略 中央病院リハビリテーション 部長 省略																																													
省略																																															
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>																																															

	教育委員会の事務部局	省略 教育主任 総合教育センターの室長 省略		教育委員会の事務部局	省略 教育主任 _____ 省略
	省略			省略	
4 級	知事の事務部局	省略 _____ _____ _____ 省略		4 級	知事の事務部局 省略 身体障害者福祉司（4 級） 知的障害者福祉司（4 級） 児童福祉司（4 級） 省略
	省略			省略	
5 級	知事の事務部局	省略 _____ 省略 _____ 室付（5 級） 省略 _____ 省略 児童指導専門員 衛生環境研究所生物多様性センター 一次長 省略 _____ 省略 _____ _____ 省略		5 級	知事の事務部局 省略 室長補佐 省略 技術課長補佐 技術室長補佐 省略 主席普及指導員 省略 児童指導専門員 _____ 省略 婦人相談所次長 省略 身体障害者福祉司（5 級） 知的障害者福祉司（5 級） 児童福祉司（5 級） 省略
	省略			省略	
	議会の事務部局	主幹		議会の事務部局	課長補佐 主幹 専門員（5 級）
	監査委員の事務部局	専門員（5 級）			
				監査委員の事務部局	主幹 専門員（5 級）
	教育委員会の事務部局	省略 _____ 省略 教育専門員（5 級） 総合教育センターの部長 省略		教育委員会の事務部局	省略 室長補佐 省略 教育専門員（5 級） _____ 省略
	省略			省略	
6 級	知事の事務部局	省略 課付（6 級） 室付（6 級） 省略		6 級	知事の事務部局 省略 課付（6 級） _____ 省略
	省略			省略	

	教育委員会の事務部局	省略 副参事 <u>財務指導監（6級）</u> 省略 教育事務所長 教育事務所次長 <u>総合教育センター所長</u> 省略
	省略	
7級	知事の事務部局	省略 _____ 省略
	省略	
	教育委員会の事務部局	参事 <u>財務指導監（7級）</u>
	省略	
8級	知事の事務部局	省略 _____ 省略
	省略	
9級	知事の事務部局	省略 部付（9級） <u>営業戦略監</u> 省略
	省略	
	省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
5級	課長補佐（5級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、 <u>機動隊中隊長</u> 、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、 <u>高速道路交通警察隊中隊長</u> 、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、警備派出所長、師範若しくは教官 省略
6級	省略 専任課長補佐（6級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、 <u>機動隊中隊長</u> 、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、 <u>高速道路交通警察隊中隊長</u> 、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、警備派出所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略
7級	省略 警察署長（7級） <u>松山東警察署副署長（7級）</u> 省略

	教育委員会の事務部局	省略 副参事 _____ 省略 教育事務所長 _____ _____ 省略
	省略	
7級	知事の事務部局	省略 <u>所付</u> 省略
	省略	
	教育委員会の事務部局	参事 _____
	省略	
8級	知事の事務部局	省略 <u>えひめブランド推進統括監</u> 省略
	省略	
9級	知事の事務部局	省略 部付（9級） _____ 省略
	省略	
	省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
5級	課長補佐（5級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、 <u>第一機動隊中隊長</u> 、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長_____ <u>、</u> 外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、警備派出所長、師範若しくは教官 省略
6級	省略 専任課長補佐（6級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、 <u>第一機動隊中隊長</u> 、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長_____ <u>、</u> 外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、警備派出所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略
7級	省略 警察署長（7級） _____ 省略

8 級	省略 警察署長（8 級） 松山東警察署副署長（8 級）
省略	

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2 級	省略	
	省略	
3 級	省略	
	省略	
4 級		
	省略	
5 級		
	省略	

4 医療職給料表(一)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2 級	知事の事務部局	主幹 保健所の課長（3 級） _____ 省略
省略		

5 医療職給料表(二)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6 級	知事の事務部局	省略 _____ 省略
	省略	
省略		

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職

8 級	省略 警察署長（8 級） _____
省略	

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2 級	省略	
	教育委員会の事務部局	総合教育センターの室長 研究主事（2 級）
3 級	省略	
	教育委員会の事務部局	研究主事（3 級）
4 級	教育委員会の事務部局	総合教育センターの部長 研究主事（4 級）
	省略	
5 級	教育委員会の事務部局	総合教育センター所長 研究主事（5 級）
	省略	

4 医療職給料表(一)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2 級	知事の事務部局	_____ 保健所の課長（3 級） 技術課長補佐 省略
省略		

5 医療職給料表(二)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6 級	知事の事務部局	省略 保健所の技術課長補佐 省略
	省略	
省略		

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職

省略		
4 級	知事の事務部局	省略 省略
5 級	知事の事務部局	省略 省略
6 級	知事の事務部局	省略 保健所の主幹 省略
省略		

7・8 省略

省略		
4 級	知事の事務部局	省略 児童福祉司(4級) 省略
5 級	知事の事務部局	省略 児童福祉司(5級)
6 級	知事の事務部局	省略 保健所の技術課長補佐 省略
省略		

7・8 省略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第2条 研究職給料表は、次に掲げる機関又は部課に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。</p> <p>知事の事務部局 省略 警察の事務部局 省略</p> <p>(医療職給料表(→)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(→)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で局長の職にある職員、同部管理局医療対策課に勤務する医師である職員並びに同部健康衛生局健康増進課に勤務する医師で課長の職にある職員_____に適用する。</p>	<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第2条 研究職給料表は、次に掲げる機関又は部課に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。</p> <p>知事の事務部局 省略 警察の事務部局 省略 <u>教育委員会の事務部局</u> <u>総合教育センター</u></p> <p>(医療職給料表(→)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(→)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師_____である職員、保健福祉部に勤務する医師で局長の職にある職員、同部管理局医療対策課に勤務する医師である職員、____同部健康衛生局健康増進課に勤務する医師で課長の職にある職員<u>並びに同課に勤務する歯科医師である職員</u>に適用する。</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">知事の事務部局</td> <td>本庁部長</td> <td rowspan="4">1種</td> </tr> <tr> <td><u>営業戦略監</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務部局	本庁部長	1種	<u>営業戦略監</u>	省略	省略	<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">知事の事務部局</td> <td>本庁部長</td> <td rowspan="4">1種</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>えひめブランド推進統括監</u></td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務部局	本庁部長	1種	_____	省略	<u>えひめブランド推進統括監</u>
部 局	公 職	区 分																	
知事の事務部局	本庁部長	1種																	
	<u>営業戦略監</u>																		
	省略																		
	省略																		
部 局	公 職	区 分																	
知事の事務部局	本庁部長	1種																	

	省略																		
	<u>えひめブランド推進統括監</u>																		

	省略 _____ _____ 省略 課付（主幹同格者 _____ に限る。） 室付（主幹同格者に限る。） 省略 _____ 省略 児童指導専門員 衛生環境研究所生物多様性センター次 長 省略 _____ 省略 _____ 省略	5 種
委員会等の 事務局	省略	
	参事（3種に該当する職を除く。） 教育委員会事務局財務指導監 教育事務所次長 省略	4 種
	省略 _____ 省略 _____ 省略 _____ 省略	5 種
	省略	
省略		

備考 省略

	省略 室長補佐 技術課長補佐 技術室長補佐 省略 課付（課長補佐同格者に限る。） _____ 省略 主席普及指導員 省略 児童指導専門員 _____ 省略 婦人相談所次長 省略 心と体の健康センター医監 省略	5 種
委員会等の 事務局	省略	
	参事（3種に該当する職を除く。） _____ _____ 省略	4 種
	省略 議事事務局課長補佐 省略 教育委員会事務局室長補佐 省略 _____ 省略	5 種
	省略	
省略		

備考 省略

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第5条 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 特地公署（第2条、第3条、附則第8項関係）			別表第1 特地公署（第2条、第3条、附則第8項関係）		
所在地	公 署	級別 区分	所在地	公 署	級別 区分
省略			省略		
北宇 和郡	省略	1 級	北宇 和郡	省略	1 級
	_____		鬼北町大字上大野405 番地 省略	北宇和高等学校日吉分校	
省略			省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現にある第1条の規定による改正前の職員の給与の支給等に関する規則様式第2号の規定による超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第 1 号

へき地等学校の指定（平成22年 4 月愛媛県人事委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																															
<p>1 へき地学校</p> <p>(1) 小学校の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市郡名</th> <th style="width: 60%;">学 校 名</th> <th style="width: 25%;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 洲 市</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">宇和島市</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>2 級</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特別の地域に所在する学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市郡名</th> <th style="width: 85%;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市郡名	学 校 名	級別区分	省略			大 洲 市	省略		_____	1 級		省略		省略			宇和島市	省略		省略	2 級	_____		_____		省略			市郡名	学 校 名	省略				省略		<p>1 へき地学校</p> <p>(1) 小学校の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市郡名</th> <th style="width: 60%;">学 校 名</th> <th style="width: 25%;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大 洲 市</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大洲市立蔵川小学校</u></td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">宇和島市</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>2 級</td> </tr> <tr> <td><u>宇和島市立由良小学校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>宇和島市立由良小学校須下分校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>宇和島市立由良小学校平井分校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>宇和島市立曾根小学校</u></td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特別の地域に所在する学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市郡名</th> <th style="width: 85%;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宇和島市</td> <td><u>宇和島市立浦知小学校</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市郡名	学 校 名	級別区分	省略			大 洲 市	省略		<u>大洲市立蔵川小学校</u>	1 級	省略		省略			宇和島市	省略		省略	2 級	<u>宇和島市立由良小学校</u>		<u>宇和島市立由良小学校須下分校</u>			<u>宇和島市立由良小学校平井分校</u>			<u>宇和島市立曾根小学校</u>	1 級	省略			市郡名	学 校 名	省略		宇和島市	<u>宇和島市立浦知小学校</u>	省略	
市郡名	学 校 名	級別区分																																																																														
省略																																																																																
大 洲 市	省略																																																																															
	_____	1 級																																																																														
	省略																																																																															
省略																																																																																
宇和島市	省略																																																																															
	省略	2 級																																																																														

省略																																																																																
市郡名	学 校 名																																																																															
省略																																																																																
省略																																																																																
市郡名	学 校 名	級別区分																																																																														
省略																																																																																
大 洲 市	省略																																																																															
	<u>大洲市立蔵川小学校</u>	1 級																																																																														
	省略																																																																															
省略																																																																																
宇和島市	省略																																																																															
	省略	2 級																																																																														
	<u>宇和島市立由良小学校</u>																																																																															
	<u>宇和島市立由良小学校須下分校</u>																																																																															
	<u>宇和島市立由良小学校平井分校</u>																																																																															
	<u>宇和島市立曾根小学校</u>	1 級																																																																														
省略																																																																																
市郡名	学 校 名																																																																															
省略																																																																																
宇和島市	<u>宇和島市立浦知小学校</u>																																																																															
省略																																																																																

県 議 会 訓 令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

愛媛県議会事務局

平成24年4月1日

愛媛県議会議長 岡 田 志 朗

愛媛県議会事務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職)</p> <p>第3条 事務局に事務局長のほか、次の職を置く。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>主任主事</u></p> <p>(6) <u>主事</u></p> <p>(7) <u>技術主任</u></p> <p>(8) <u>主任守衛</u></p> <p>(9) <u>主任技術員</u></p> <p>(10) <u>技術員</u></p> <p>(11) <u>守衛</u></p> <p>3 次長、参事、課長、室長、副参事_____、主幹、専門員、係長、担当係長、主任、<u>主任主事及び主事</u>_____は、書記をもつて充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 主幹は、上司の命を受け、<u>担任する係及びグループの事務を掌理し、当該係又はグループに属する職員を指揮監督する。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 <u>主任主事、主事及びその他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。</u></p>	<p>(職)</p> <p>第3条 事務局に事務局長のほか、次の職を置く。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>課長補佐</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>主事</u></p> <p>(9) <u>技師</u></p> <p>(10) <u>技術主任</u></p> <p>(11) <u>主任技術員</u></p> <p>(12) <u>主任守衛</u></p> <p>(13) <u>主任業務員</u></p> <p>(14) <u>技術員</u></p> <p>(15) <u>守衛</u></p> <p>(16) <u>業務員</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 次長、参事、課長、室長、副参事、<u>課長補佐</u>、主幹、専門員、係長、担当係長、主任、_____主事及び技師は、書記をもつて充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 <u>課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を処理する。</u></p> <p>8 主幹は、上司の命を受け、_____グループの事務を掌理し、<u>部下職員</u>_____を指揮監督する。</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 <u>主事、技師</u>_____及びその他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。</p>

(事務局長の専決事項)

第7条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(課長及び室長の専決事項)

第8条 課長及び室長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 所属職員の事務の分担に関すること(次条第1項第1号に掲げるものを除く。)

(2) 省略

(3) 省略

(4) 主幹の 休日勤務に関すること。

(5) 所掌事務に関する軽易な事項についての照会、回答、報告及び届出に関すること(次条第1項第3号に掲げるものを除く。)

(6) 省略

(7) 文書の 保存に関すること。

(8) 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第12条第2項及び第13条の規定に基づく期間の延長等に関すること。

(9) 愛媛県情報公開条例第14条第1項の規定に基づく事案の移送に関すること。

(10) 愛媛県情報公開条例第15条第1項及び第2項の規定に基づく第三者の意見の聴取に関すること。

(11) 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第7条第2項及び第5項の規定に基づく個人情報取扱事務の登録及びその抹消に関すること。

(12) 愛媛県個人情報保護条例第22条第2項及び第23条並びに第33条第2項及び第34条(これらの規定を同条例第39条において準用する場合を含む。)の規定に基づく期間の延長に関すること。

(13) 愛媛県個人情報保護条例第24条第1項及び第35条第1項の規定に基づく事案の移送に関すること。

(14) 愛媛県個人情報保護条例第25条第1項及び第2項の規定に基

(事務局長の専決事項)

第7条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 公文書の公開に関する事務のうち、公開の請求に対する決定に係る次に掲げるものに関すること。

ア 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第12条第2項及び第13条の規定に基づく期間の延長等

イ 愛媛県情報公開条例第14条第1項の規定に基づく事案の移送

ウ 愛媛県情報公開条例第15条第1項及び第2項の規定に基づく第三者の意見の聴取

(6) 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第7条第2項及び第5項の規定に基づく個人情報取扱事務の登録及びその抹消に関すること。

(7) 愛媛県個人情報保護条例第22条第2項及び第23条並びに第33条第2項及び第34条(これらの規定を同条例第39条において準用する場合を含む。)の規定に基づく期間の延長等に関すること。

(8) 愛媛県個人情報保護条例第24条第1項及び第35条第1項の規定に基づく事案の移送に関すること。

(9) 愛媛県個人情報保護条例第25条第1項及び第2項の規定に基づく第三者の意見の聴取に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(課長及び室長の専決事項)

第8条 課長及び室長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 所属職員の超過勤務及び休日勤務に関すること。

(4) 所掌事務に関する軽易な事項についての照会、回答、報告及び届出に関すること

(5) 省略

(6) 文書の発送及び保存に関すること。

づく第三者の意見の聴取に関すること。

(15) 物品に関する事務のうち、賃貸借料1件50万円以上500万円未満の賃貸借に関すること。

(16) 物品に関する事務のうち、予定価格又は評価額1件10万円以上の使用貸借又は処分に関すること。

2 総務課長の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(主幹の専決事項)

第9条 主幹の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 主幹が担任する係又はグループに属する職員の事務分担の変更に関すること。

(2) 主幹が担任する係又はグループに属する職員の超過勤務及び休日勤務に関すること。

(3) 所掌事務に関する軽易な事項についての定例的な照会、回答、報告及び届出に関すること。

(4) 各種資料、統計等の作成、収集又は配付に関すること。

(5) 文書の発送に関すること。

(6) 次に掲げるものの支出負担行為に関すること。

ア 決裁を経た1件1億円未満の工事

イ 決裁を経た1件3,000万円未満の工事に関する業務委託

ウ 決裁を経た1件1,000万円未満の事件(工事、工事に関する業務委託及び工からかまでに掲げるものを除く。)

エ 決裁を経た退職手当

オ 報酬、給料、諸手当(退職手当を除く。)、恩給及び地方職員共済組合に対する負担金

カ 決裁を経た医療費

(7) 決裁を経た事件の経費の支出命令に関すること。

(8) 物品に関する事務のうち、賃貸借料1件50万円未満の賃貸借に関すること。

(9) 物品に関する事務のうち、予定価格又は評価額1件10万円未満の使用貸借又は処分に関すること。

2 総務課主幹の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。

(1) 文書の収受に関すること。

(2) 自動車の配車に関すること。

第10条 省略

第11条 課長が不在のときは、主幹がその事務を代決する。

2 課長及び主幹が不在のときは、あらかじめ課長の指定した職員が代決することができる。

第12条 省略

(主幹の事務の代決)

第13条 主幹が不在のときは、あらかじめ主幹の指定した職員が代決することができる。

2 総務課長の専決事項は、前項のほか、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 文書の収受に関すること。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 自動車の配車に関すること。

(11) 省略

(12) 省略

第9条 省略

第10条 課長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決する。

2 課長及び課長補佐が不在のときは、あらかじめ課長の指定した職員が代決することができる。

第11条 省略

(代決の制限)

第14条 第10条から前条までの規定にかかわらず、重要若しくは異例に属する事項又は新規の計画に関する事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されるか又は急施を要すると認められる事項については、この限りでない。

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

別表(第19条関係) 省略

(代決の制限)

第12条 前3条 _____ の規定にかかわらず、重要若しくは異例に属する事項又は新規の計画に関する事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されるか又は急施を要すると認められる事項については、この限りでない。

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

別表(第17条関係) 省略

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、課長補佐の職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、主幹の職を命ぜられたものとする。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付 _____、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主幹</td> <td style="text-align: center;"><u>担任する係の事務を掌理し、当該係に属する職員を指揮監督する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>(支所)</p> <p>第8条 <u>愛媛県松山発電工水管理事務所</u>に銅山川支所(以下「支所」という。)を置き、その位置は、四国中央市とする。</p> <p>2 支所の分掌事務は、<u>愛媛県松山発電工水管理事務所長</u>が管理者の承認を得て定める。</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>第12条 省略</p> <p>(愛媛県発電工水管理事務所等の職員)</p> <p>第13条 _____<u>愛媛県発電工水管理事務所及び愛媛県工業用水道管理事務所</u>に次の職員を置く。</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(支所の職員)</p> <p>第14条 <u>支所に次の職員を置く。</u></p> <p>(1) <u>副参事</u></p> <p>(2) <u>支所長</u></p> <p>(3) <u>担当係長</u></p> <p>(4) <u>専門員</u></p> <p>(5) <u>主任</u></p> <p>(6) <u>技師</u></p> <p>(7) <u>その他の職員</u></p>	職	職 務	省略		主幹	<u>担任する係の事務を掌理し、当該係に属する職員を指揮監督する。</u>	省略		<p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、<u>技術課長補佐</u>、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">室長補佐</td> <td style="text-align: center;"><u>室長を補佐し、室務を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術課長補佐</td> <td style="text-align: center;"><u>課長を補佐し、課務を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>(愛媛県発電所等の職員)</p> <p>第12条 <u>愛媛県発電所、愛媛県発電工水管理事務所及び愛媛県工業用水道管理事務所</u>に次の職員を置く。</p> <p>(1)~(10) 省略</p> <p>2 省略</p>	職	職 務	省略		室長補佐	<u>室長を補佐し、室務を処理する。</u>	技術課長補佐	<u>課長を補佐し、課務を処理する。</u>	省略	
職	職 務																		
省略																			
主幹	<u>担任する係の事務を掌理し、当該係に属する職員を指揮監督する。</u>																		
省略																			
職	職 務																		
省略																			
室長補佐	<u>室長を補佐し、室務を処理する。</u>																		
技術課長補佐	<u>課長を補佐し、課務を処理する。</u>																		
省略																			

2 前項の職員のうち、副参事、担当係長、専門員、主任及び技師は、業務の状況により置かないことができる。

(出張所の職員)

第15条 出張所に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
(3) 主任
(4) 技師
(5) 省略

2 前項の職員のうち、専門員、主任及び技師は、業務の状況により置かないことができる。

(病院の職員)

第16条 病院に次の職員を置く。

- (1)~(11) 省略
(12) 主幹
(13)~(33) 省略

2 前項の職員のうち、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、主幹、経営企画室長、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、専門員、担当係長、室長、室長補佐、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

第17条 省略

別表第1(第6条関係)

Table with 3 columns: 名称, 位置, 所管業務. Row 1: 愛媛県松山発電工水管理事務所, 松山市, 1 銅山川第一発電所、銅山川第二発電所、銅山川第三発電所、富郷発電所、道前道後第一発電所、道前道後第二発電所、道前道後第三発電所及び肱川発電所の管理、運転及び保守に関すること。 2・3 省略

別表第2(第7条関係)

Table with 3 columns: 名称, 位置, 所管業務. Row 1: 省略

別表第3(第11条関係) 省略

(出張所の職員)

第13条 出張所に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
(3) 省略

2 前項の職員のうち、専門員は、業務の状況により置かないことができる。

(病院の職員)

第14条 病院に次の職員を置く。

- (1)~(11) 省略
(12) 課長補佐
(13)~(33) 省略

2 前項の職員のうち、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、課長補佐、経営企画室長、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、専門員、担当係長、室長、室長補佐、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

第15条 省略

別表第1(第6条関係)

Table with 3 columns: 名称, 位置, 所管業務. Row 1: 愛媛県銅山川発電所, 四国中央市, 銅山川第一発電所、銅山川第二発電所、銅山川第三発電所及び富郷発電所の管理、運転及び保守に関すること。 Row 2: 愛媛県松山発電工水管理事務所, 松山市, 1 道前道後第一発電所、道前道後第二発電所、道前道後第三発電所及び肱川発電所の管理、運転及び保守に関すること。 2・3 省略

別表第2(第7条関係)

Table with 3 columns: 名称, 位置, 所管業務. Row 1: 愛媛県銅山川発電所, 発電課, 発電係、保守係. Row 2: 省略

別表第3(第10条関係) 省略

(愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content: (勤務時間) 第3条 省略 2 所属長は、管理者の承認を得て、52週間を超えない範囲内で職員ごとに定める期間について、就業規程第4条第2項の規定による週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の該

当日数以上の日数となるように毎4週間につき4日以上の週休日を設け、前項の勤務時間を次の区分によつて割り振るものとする。この場合においては、勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

区 分		始業時間	終業時間
_____ 発電工水管理	省略		
事務所及び工業用水道			
管理事務所			
省略			

3・4 省略

当日数以上の日数となるように毎4週間につき4日以上の週休日を設け、前項の勤務時間を次の区分によつて割り振るものとする。この場合においては、勤務時間が割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

区 分		始業時間	終業時間
_____ 発電所、発電工水管理	省略		
事務所及び工業用水道			
管理事務所			
省略			

3・4 省略

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)</p> <p>第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) _____ 病院管理監、病院長(中央病院長に限る。)及び中央病院事務局長の職を占める職員 100分の125</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>3 種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>4 種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 本局主幹</td> <td rowspan="5">5 種</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>管理事務所の課長</td> </tr> <tr> <td>管理事務所の支所長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>中央病院総務課主幹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公 職	区 分	省略		省略	3 種	省略	4 種	省略		省略 本局主幹	5 種	_____	管理事務所の課長	管理事務所の支所長	省略	中央病院総務課主幹		省略		<p>(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)</p> <p>第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>局長</u>、<u>病院管理監</u>、病院長(中央病院長に限る。)及び中央病院事務局長の職を占める職員 100分の125</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 中央病院リハビリテーション部長</td> <td>3 種</td> </tr> <tr> <td>省略 <u>発電所長</u></td> <td>4 種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 本局室長補佐 本局技術課長補佐</td> <td rowspan="5">5 種</td> </tr> <tr> <td><u>発電所の課長</u></td> </tr> <tr> <td>管理事務所の課長</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略 中央病院総務課長補佐</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公 職	区 分	省略		省略 中央病院リハビリテーション部長	3 種	省略 <u>発電所長</u>	4 種	省略		省略 本局室長補佐 本局技術課長補佐	5 種	<u>発電所の課長</u>	管理事務所の課長	_____	省略 中央病院総務課長補佐	省略	
公 職	区 分																																						
省略																																							
省略	3 種																																						
省略	4 種																																						
省略																																							
省略 本局主幹	5 種																																						

管理事務所の課長																																							
管理事務所の支所長																																							
省略																																							
中央病院総務課主幹																																							
省略																																							
公 職	区 分																																						
省略																																							
省略 中央病院リハビリテーション部長	3 種																																						
省略 <u>発電所長</u>	4 種																																						
省略																																							
省略 本局室長補佐 本局技術課長補佐	5 種																																						
<u>発電所の課長</u>																																							
管理事務所の課長																																							

省略 中央病院総務課長補佐																																							
省略																																							

第4条 愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項5級の欄中「本局室長補佐」を「主幹」に改め、「技術課長補佐」を削り、「事業所の課長(中央病院

「事業所の課長（中央病院総務課長を除く。）を総務課長を除く。」を「事業所の支所長」に改め、同項6級の欄中「発電所長」を削り、同項8級の欄中「局付（8級）」を「局長」に改め、同項9級の欄中「局長」を削り、同表医療職給料表(一)の項2級の欄中「（中央病院リハビリテーション部長を除く。）」を削り、同項3級の欄中「中央病院リハビリテーション部長」を削る。
（愛媛県企業職員被服貸与規程の一部改正）

第5条 愛媛県企業職員被服貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
貸与基準					貸与基準					
貸与を受ける者	品名	数量	着用期間	貸与期間	貸与を受ける者	品名	数量	着用期間	貸与期間	
省略					省略					
					調理員の業務に従事する職員	男女	炊事衣	2着	〃	〃
							ゴム長靴	1足	〃	2年
						男子	調理帽	2個	〃	1年
					女子	三角きん	2枚	〃	〃	
					守衛の業務に従事する職員	守衛服	2着	〃	2年	
						守衛帽	1個	〃	〃	
省略					省略					
_____管理事務所に勤務する職員	省略				発電所又は管理事務所に勤務する職員	省略				

（愛媛県公営企業会計規程の一部改正）

第6条 愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（企業出納員）	（企業出納員）
第3条 企業出納員は、別に管理者が命ずるもののほか、次の各号に掲げる職にある者をもつてこれに充てる。	第3条 企業出納員は、別に管理者が命ずるもののほか、次の各号に掲げる職にある者をもつてこれに充てる。
(1) 本局にあつては、総務課長、 <u>総務課長補佐及び総務課主幹</u>	(1) 本局にあつては、総務課長及び <u>総務課長補佐</u>
(2) 事業所のうち_____、発電工水管理事務所にあつては総務課長、工業用水道管理事務所にあつては管理課長、県立病院（以下「病院」という。）にあつては事務局長	(2) 事業所のうち、 <u>発電所</u> にあつては <u>発電課長</u> 、発電工水管理事務所にあつては総務課長、工業用水道管理事務所にあつては管理課長、県立病院（以下「病院」という。）にあつては事務局長
（賠償責任）	（賠償責任）
第184条 法第34条の規定により準用する地方自治法第243条の2第1項後段の規定により管理規程で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定める職員とする。	第184条 法第34条の規定により準用する地方自治法第243条の2第1項後段の規定により管理規程で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定める職員とする。
(1) 支出負担行為 本局各課にあつては局長、課長、課長補佐、 <u>主幹並びに支出負担行為担当の係長及び職員</u> 、事業所にあつてはその長、事務局長、事務局次長、課長並びに支出負担行為担当の係長及び職員	(1) 支出負担行為 本局各課にあつては局長、課長、課長補佐_____並びに支出負担行為担当の係長及び職員、事業所にあつてはその長、事務局長、事務局次長、課長並びに支出負担行為担当の係長及び職員
(2)・(3) 省略	(2)・(3) 省略
(4) 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査 本局にあつては <u>局長</u> 、課長、課長補佐、 <u>主幹及び直接監督又は検査に当たつた職員</u> 、事業所にあつてはその長、課長及び直接監督又は検査に当たつた職員	(4) 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査 本局にあつては、 <u>局長</u> 、課長、課長補佐_____及び直接監督又は検査に当たつた職員、事業所にあつてはその長、課長及び直接監督又は検査に当たつた職員

様式第2号中「補 佐」を「補佐・主幹」に改める。

様式第3号から様式第8号までの規定中「課 長 補 佐」を「課長補佐・主幹」に改める。

様式第38号中 「 補 佐 」 を 「 補佐・主幹 」 に改める。

様式第39号中「課長補佐」を「課長補佐・主幹」に改める。

様式第51号の2、様式第55号の2及び様式第58号の2中 「 補 佐 」 を 「 補佐・主幹 」 に改める。

様式第63号中「補 佐」を「補佐・主幹」に改める。

様式第64号中「課長補佐」を「課長補佐・主幹」に改める。

様式第71号中 「 課長補佐 」 を 「 課長補佐・主幹 」 に改める。

様式第79号及び様式第80号中「補 佐」を「補佐・主幹」に改める。

様式第85号中 「 課 長 補 佐 」 を 「 課長補佐・主幹 」 に改める。

様式第88号中 「 補 佐 」 を 「 補佐・主幹 」 に改める。

(愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程の一部改正)

第7条 愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程(昭和61年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(基本的職務)</p> <p>第3条 局長、発電工水課長及び松山発電工水管理事務所長 _____ (以下「管理職員」という。)は、それぞれの職務に応じ、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保することにつき、基本的に責任を有する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 本局及び松山発電工水管理事務所(以下「発電工水管理事務所」という。)の保安業務に従事する職員(管理職員を除く。)は、前項の規定に準じ、それぞれその職務を遂行するものとする。</p> <p>(主任技術者の選任)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 主任技術者の選任箇所及び職は、原則として次の表のとおりとする。ただし、該当者がいない場合は、これに準ずる者を選任することとし、その場合には、主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">選 任 箇 所</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ダム水路主任技術者</td> <td style="text-align: center;">_____発電工水管理事務所</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(主任技術者複数の場合の措置)</p> <p>第8条 管理者は、<u>発電工水管理事務所</u>に2人以上の主任技術者を選任する場合にあつては、あらかじめそれぞれの業務分担を定めておくものとする。</p> <p>(巡視、点検及び検査の実施)</p>	種 別	選 任 箇 所	職	省略			ダム水路主任技術者	_____発電工水管理事務所	省略	<p>(基本的職務)</p> <p>第3条 局長、発電工水課長及び事業所(電気事業に係るものに限る。以下同じ。)の長(以下「管理職員」という。)は、それぞれの職務に応じ、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保することにつき、基本的に責任を有する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 本局及び事業所 _____ の保安業務に従事する職員(管理職員を除く。)は、前項の規定に準じ、それぞれその職務を遂行するものとする。</p> <p>(主任技術者の選任)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 主任技術者の選任箇所及び職は、原則として次の表のとおりとする。ただし、該当者がいない場合は、これに準ずる者を選任することとし、その場合には、主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">選 任 箇 所</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ダム水路主任技術者</td> <td style="text-align: center;"><u>発電所及び</u>発電工水管理事務所</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(主任技術者複数の場合の措置)</p> <p>第8条 管理者は、<u>一の事業所</u>に2人以上の主任技術者を選任する場合にあつては、あらかじめそれぞれの業務分担を定めておくものとする。</p> <p>(巡視、点検及び検査の実施)</p>	種 別	選 任 箇 所	職	省略			ダム水路主任技術者	<u>発電所及び</u> 発電工水管理事務所	省略
種 別	選 任 箇 所	職																	
省略																			
ダム水路主任技術者	_____発電工水管理事務所	省略																	
種 別	選 任 箇 所	職																	
省略																			
ダム水路主任技術者	<u>発電所及び</u> 発電工水管理事務所	省略																	

第11条 発電工水管理事務所の長は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、次の表に掲げる巡視、点検及び検査を行うものとする。

Table with 1 row and 1 column containing the text '省略' (Omission).

(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)

第13条 発電工水管理事務所の長は、電気工作物の巡視、点検及び検査において技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、引き続き恒久的対策を検討し、これを実施するものとする。

(事故及び異常時の措置)

第16条 発電工水管理事務所の長は、電気工作物に事故が発生した場合又はそのおそれがあると認められた場合は、直ちに関係機関へその状況を報告するとともに、適切な措置を講じなければならない。

2 発電工水管理事務所の長は、電気工作物に事故が発生した場合は、応急の措置を講じ、事故の拡大を防止し、早期の復旧に努めるとともに、直ちに原因の調査及び究明を行い、再発防止に努めなければならない。

(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)

第18条 発電工水管理事務所の長は、発電所の運転を相当期間停止する場合は、主要機器の点検及び手入れを行い、必要箇所へ防塵、防錆及び防湿対策等を行うものとし、設備の休止部分と運転部分とを明確にさせるものとする。

2 発電工水管理事務所の長は、設備の運転を再開するに当たつては、点検を行い、保安確保に万全を期するものとする。

第6章 記録

第19条 発電工水管理事務所の長は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、次に掲げる事項について記録しておくものとする。

(1)~(4) 省略

2 省略

別表第2 (第4条関係)

管理職員の業務分掌

Table with 2 columns: Role and Description. Row 1: 発電工水課長 (Supervisor), Description: 上司の命を受け、課及び発電工水管理事務所の分掌業務を総括的に管理し、次の事項を処理するとともに、発電工水管理事務所の長を指揮監督する。 (1) 決定事項 ア 省略 イ 課及び発電工水管理事務所の計画立案に関する事。 ウ 省略 (2) 報告を受けるべき事項 発電工水管理事務所の業務執行内容. Row 2: 発電工水管理事務所の長 (Supervisor), Description: 省略.

別表第3 (第12条関係)

定期的な巡視、点検及び検査の基準

第11条 事業所 _____ の長は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、次の表に掲げる巡視、点検及び検査を行うものとする。

Table with 1 row and 1 column containing the text '省略' (Omission).

(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)

第13条 事業所 _____ の長は、電気工作物の巡視、点検及び検査において技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、引き続き恒久的対策を検討し、これを実施するものとする。

(事故及び異常時の措置)

第16条 事業所 _____ の長は、電気工作物に事故が発生した場合又はそのおそれがあると認められた場合は、直ちに関係機関へその状況を報告するとともに、適切な措置を講じなければならない。

2 事業所 _____ の長は、電気工作物に事故が発生した場合は、応急の措置を講じ、事故の拡大を防止し、早期の復旧に努めるとともに、直ちに原因の調査及び究明を行い、再発防止に努めなければならない。

(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)

第18条 事業所 _____ の長は、発電所の運転を相当期間停止する場合は、主要機器の点検及び手入れを行い、必要箇所へ防塵、防錆及び防湿対策等を行うものとし、設備の休止部分と運転部分とを明確にさせるものとする。

2 事業所 _____ の長は、設備の運転を再開するに当たつては、点検を行い、保安確保に万全を期するものとする。

第6章 記録

第19条 事業所 _____ の長は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、次に掲げる事項について記録しておくものとする。

(1)~(4) 省略

2 省略

別表第2 (第4条関係)

管理職員の業務分掌

Table with 2 columns: Role and Description. Row 1: 発電工水課長 (Supervisor), Description: 上司の命を受け、課及び各事業所 _____ の分掌業務を総括的に管理し、次の事項を処理するとともに、事業所 _____ の長を指揮監督する。 (1) 決定事項 ア 省略 イ 課及び各事業所 _____ の計画立案に関する事。 ウ 省略 (2) 報告を受けるべき事項 各事業所 _____ の業務執行内容. Row 2: 事業所 _____ の長 (Supervisor), Description: 省略.

別表第3 (第12条関係)

定期的な巡視、点検及び検査の基準

設備別	巡 視		点検（検査を含む。）			備 考
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻度	
水力発 電設備	省略					
	電気工作物 （水路工作物を除く。）	2回/月	省略			
省略						

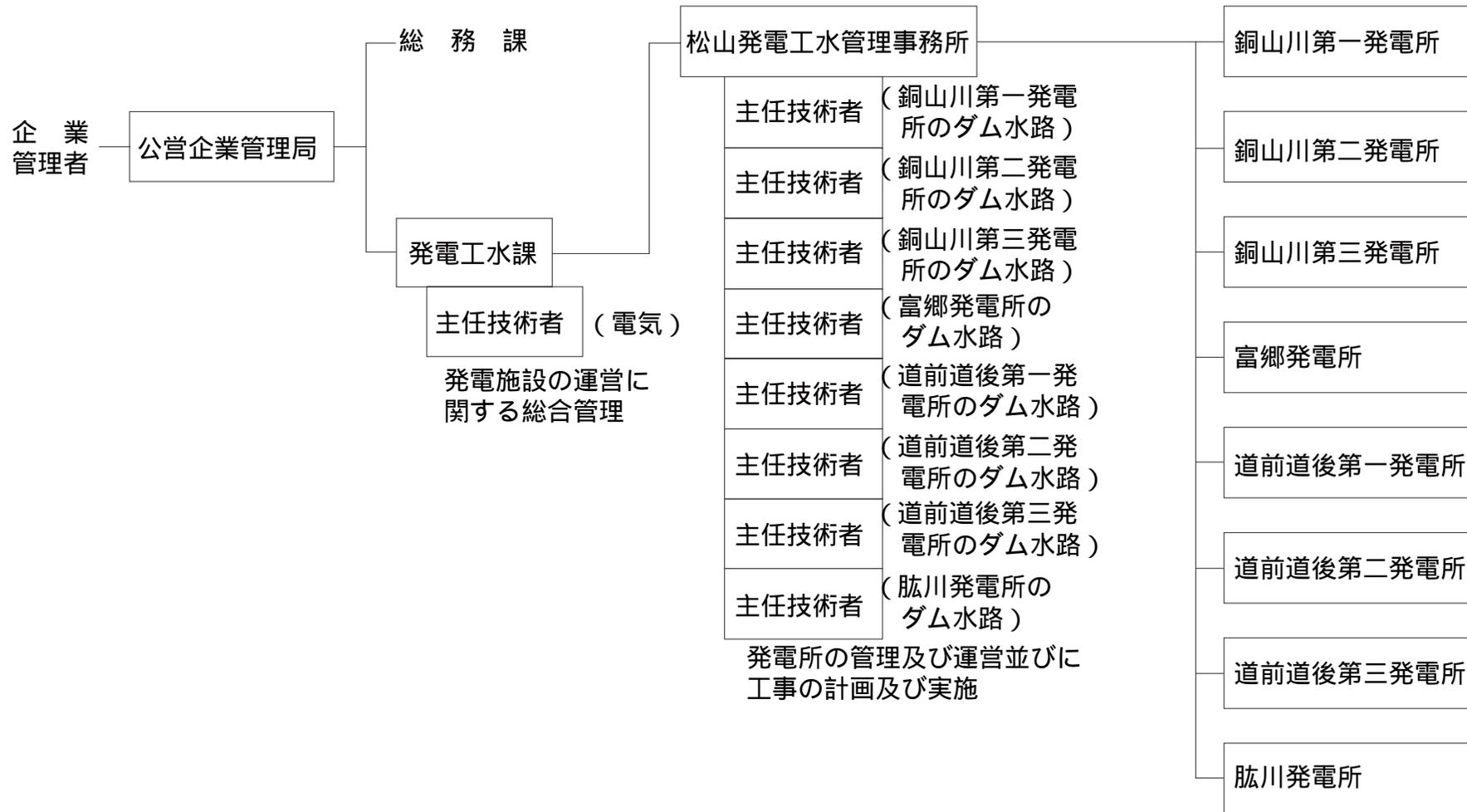
設備別	巡 視		点検（検査を含む。）			備 考
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻度	
水力発 電設備	省略					
	電気工作物 （水路工作物を除く。）	有人 1回/日 無人 2回/月	省略			
省略						

第8条 愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



注 印は、保安組織を示す。

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

発電工水課技術課長補佐	発電工水課主幹
県立病院課長補佐	県立病院課主幹

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県公営企業公印規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県公営企業公印規則等の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業公印規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業公印規則(昭和46年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	保管 場所		公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	保管 場所	
庁印 省略 事業所印(支所印及び出張所 印を含む。)	省略			庁印 省略 事業所印(_____ 出張所 印を含む。)	省略		
職印 省略 事業所の長印(支所長印及び 出張所長印を含む。)	省略			職印 省略 事業所の長印(_____ 出張所長印を含む。)	省略		
省略				省略			
別表第2(第2条関係)				別表第2 _____			
庁印				庁印			
愛媛県 局印	愛媛県 局 課印	愛媛県 所 印	愛媛県 _____ 所 _____ 支所印	愛媛県 局印	愛媛県 局 課印	愛媛県 所 印	愛媛県 _____ 所 _____ 出張所印
愛媛県 _____ 所 _____ 出張所印	愛媛県 立 _____ 病院印			愛媛県 立 _____ 病院印			
職印				職印			
愛媛県 公営企業 管理者印	愛媛県公営 企業管理者 職務代理者印	愛媛県 局長印	愛媛県 局 課長印	愛媛県 公営企業 管理者印	愛媛県公営 企業管理者 職務代理者印	愛媛県 局長印	愛媛県 局 課長印
愛媛県 所長印	愛媛県 _____ 所 支所長印	愛媛県 _____ 所 出張所長印	愛媛県立 _____ 病院長印	愛媛県 所長印	愛媛県 _____ 所 出張所長印	愛媛県立 _____ 病院長印	愛媛県立 _____ 病院 事務局長印
愛媛県立 _____ 病院 事務局長印	愛媛県 _____ 所 企業出納員印	愛媛県 _____ 所 企業出納員印	愛媛県立 _____ 病院 企業出納員印	愛媛県 _____ 所 企業出納員印	愛媛県 _____ 所 企業出納員印	愛媛県立 _____ 病院 企業出納員印	
注 省略				注 省略			

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 省略</p> <p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p>第5条 愛媛県立病院(以下「病院」という。)の事務局等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>事務局</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) 契約に関すること(第14号に掲げるものを除く。)</p> <p>(7)~(13) 省略</p> <p>(14) <u>健康診査等の受託契約に関すること。</u></p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>医事課</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>健康診査等の受託契約に関すること。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>省略</p> <p>3 愛媛県立今治病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>医事課</p> <p>(1)~(3) 省略</p>	<p>(発電所発電課の所掌事務)</p> <p>第2条 愛媛県発電所(以下「発電所」という。)の発電課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>発電課</p> <p>(1) <u>発電施設の運転及び保守に関すること。</u></p> <p>(2) <u>発電所の管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>公印及び文書の管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員の人事、給与及び服務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員の健康管理及び福利厚生に関すること。</u></p> <p>(6) <u>予算の経理及び会計事務に関すること。</u></p> <p>(7) <u>契約に関すること。</u></p> <p>(8) <u>物品の出納、管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(9) <u>財産の管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(10) <u>その他発電所に関すること。</u></p> <p>第2条の2 省略</p> <p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p>第5条 愛媛県立病院(以下「病院」という。)の事務局等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>事務局</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) 契約に関すること _____。</p> <p>(7)~(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>医事課</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>省略</p> <p>3 愛媛県立今治病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>医事課</p> <p>(1)~(3) 省略</p>

- (4) 健康診査等の受託契約に関すること。
 - (5) 省略
 - (6) 省略
 - (7) 省略
 - (8) 契約に関すること(第4号に掲げるものを除く。)
 - (9) 省略
 - (10) 省略
 - (11) 省略
- 省略

4 愛媛県立新居浜病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。

省略

医事課

(1)~(3) 省略

- (4) 健康診査等の受託契約に関すること。
 - (5) 省略
 - (6) 省略
 - (7) 省略
 - (8) 契約に関すること(第4号に掲げるものを除く。)
 - (9) 省略
 - (10) 省略
 - (11) 省略
- 省略

5 省略

(係の分掌事務)

第6条 係の分掌事務は _____、発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所にあつては各所長が、県立病院にあつては院長が定める。

(_____ 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務)

第7条 _____ 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務は、次項から第9項までに規定するとおりとする。

2~9 省略

(支所の職員の職務)

第7条の2 愛媛県松山発電工水管理事務所銅山川支所の職員の職務は、次項から第6項までに規定するとおりとする。

2 支所長は、愛媛県松山発電工水管理事務所長の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 専門員は、支所長の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、当該専門事項に係る事務を分担する職員を指導し、かつ、高度の専門事項を自ら処理する。

4 担当係長は、支所長の命を受け、担当事務を管理する。

5 主任は、支所長の命を受け、特定の事務を処理する。

6 技師及びその他の職員は、支所長の命を受け、所務に従事する。

(出張所の職員の職務)

第8条 愛媛県松山発電工水管理事務所面河ダム出張所(以下「出張所」という。)の職員の職務は、次項から第4項までに規定するとおりとする。

2 省略

3 主任は、出張所の所長の命を受け、特定の事務を処理する。

4 技師及びその他の職員は、出張所の所長の命を受け、所務に従事する。

- (4) 省略
 - (5) 省略
 - (6) 省略
 - (7) 契約に関すること _____。
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - (10) 省略
- 省略

4 愛媛県立新居浜病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。

省略

医事課

(1)~(3) 省略

- (4) 省略
 - (5) 省略
 - (6) 省略
 - (7) 契約に関すること _____。
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - (10) 省略
- 省略

5 省略

(係の分掌事務)

第6条 係の分掌事務は、発電所、発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所にあつては各所長が、県立病院にあつては院長が定める。

(発電所、発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務)

第7条 発電所、発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務は、次項から第9項までに規定するとおりとする。

2~9 省略

(出張所の職員の職務)

第8条 愛媛県松山発電工水管理事務所面河ダム出張所(以下「出張所」という。)の職員の職務は、次項及び第3項 _____ に規定するとおりとする。

2 省略

3 _____ その他の職員は、出張所の所長の命を受け、所務に従事する。

<p>(病院の職員の職務)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 ~ 16 省略</p> <p>17 <u>主幹は、上司の命を受け、担任する係の事務を掌理し、当該係に属する職員を指揮監督する。</u></p> <p>18 ~ 22 省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 次に掲げる事務は _____、発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の所長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第14条 _____ 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の所長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (7) 省略</p> <p>(8) <u>支所長及び出張所の所長の県外出張に関すること。</u></p> <p>(9) ~ (13) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>支所長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められる事項については、あらかじめ愛媛県松山発電工水管理事務所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員の事務分掌に関すること。</u></p> <p>(2) <u>文書の管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の休暇、欠勤その他服務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員の出張（支所長の県外出張を除く。）及びその復命に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員の超過勤務及び休日勤務に関すること。</u></p> <p>(6) <u>令達された予算の範囲内における予算の執行に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他軽易な事項に関すること。</u></p> <p>5 省略</p>	<p>(病院の職員の職務)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 ~ 16 省略</p> <p>17 <u>課長補佐は、課長を補佐する。</u></p> <p>18 ~ 22 省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 次に掲げる事務は、<u>発電所</u>、発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の所長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>国有土地水面使用規則（昭和24年愛媛県規則第55号）第1条及び第5条の許可を受けること。</u></p> <p>3 省略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第14条 <u>発電所</u>、発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の所長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (7) 省略</p> <p>(8) _____ 出張所の所長の県外出張に関すること。</p> <p>(9) ~ (13) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 省略</p>
--	--

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前												
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 局長、課長、室長、<u>課長補佐又は主幹</u>が、常時、管理者に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">決裁者</td> <td colspan="2">代 決 者</td> </tr> <tr> <td>第1次代決者</td> <td>第2次代決者</td> </tr> </table>			決裁者	代 決 者		第1次代決者	第2次代決者	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 局長、課長又は室長 _____ が、常時、管理者に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">決裁者</td> <td colspan="2">代 決 者</td> </tr> <tr> <td>第1次代決者</td> <td>第2次代決者</td> </tr> </table>			決裁者	代 決 者		第1次代決者	第2次代決者
決裁者	代 決 者														
	第1次代決者	第2次代決者													
決裁者	代 決 者														
	第1次代決者	第2次代決者													

省略		
課長	課長補佐及び主幹（担任事務に限る。）	省略
室長	主幹	省略
課長補佐又は主幹	課長補佐又は主幹が指定した職員	

2 省略

別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分			
		管 理 者	専決者		
			同 長	課 長	主 幹
1 公文書に関する事務	1 省略	—			
	2 省略		—		
	3 省略			—	
	4 省略	—			
	5 省略		—		
	6 軽易な指令、達、通達、通知、申請、照会等に関すること。				
	(1) (2)以外のもの			—	
	(2) 定例的な通知、申請、照会等				—
2 省略	1 省略			—	
	2 省略			—	
	3 省略			—	
	4 省略			—	
	5 省略			—	
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
3 省略	1 省略			—	
	2 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略			—	
	3 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	(3) 省略			—	
	(4) 省略			—	

省略		
課長	課長補佐及び技術課長補佐	省略
室長	室長補佐	省略

2 省略

別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		管 理 者	専決者	
			同 長	課 長
1 公文書に関する事務	1 省略	—		
	2 省略		—	
	3 省略			—
	4 省略	—		
	5 省略		—	
	6 軽易な指令、達、通達、通知、申請、照会等に関すること。			—
2 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
	4 省略			—
	5 省略			—
	(1) 省略		—	
3 省略	1 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	3 省略			
	(1) 省略		—	
(2) 省略			—	
(3) 省略			—	
(4) 省略			—	

	(5) 省略		—		
	(6) 省略		—		
	(7) 省略		—		
	(8) 省略			—	
4 省略	1 省略			—	
	2 省略		—		
	3 省略			—	
	4 省略			—	
	5 省略			—	
	6 省略			—	
	7 省略		—		
	8 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	5 組織及び人事管理に関する事務	1 所属職員の事務の分担に関すること。			
(1) (2)以外のもの				—	
(2) 主幹が担任する係に属する職員の事務の分担の変更					—
2 省略		—			
3 省略			—		
4 省略			—		
5 省略				—	
6 省略			—		
7 省略				—	
8 省略				—	
6 省略	1 省略	—			
7 省略	1 省略				—
	2 省略			—	
	3 省略		—		
	4 省略			—	
8 省略	1 省略	—			
9 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	2 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略	—			
	(3) 省略		—		
	3 省略				
	(1) 省略				
	ア 省略	—			
	イ 省略		—		
ウ 省略			—		
	(5) 省略		—		
	(6) 省略		—		
	(7) 省略		—		
	(8) 省略			—	
4 省略	1 省略				—
	2 省略		—		
	3 省略			—	
	4 省略			—	
	5 省略			—	
	6 省略			—	
	7 省略		—		
	8 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	5 組織及び人事管理に関する事務	1 所属職員の事務の分担に関すること。			
2 省略		—			
3 省略			—		
4 省略			—		
5 省略				—	
6 省略			—		
7 省略				—	
8 省略					—
6 省略		1 省略	—		
7 省略	1 省略				—
	2 省略			—	
	3 省略		—		
	4 省略			—	
8 省略	1 省略	—			
9 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	2 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略	—			
	(3) 省略		—		
	3 省略				
	(1) 省略				
	ア 省略	—			
	イ 省略		—		
ウ 省略			—		

	(2) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	ウ 省略			—
	(3) 省略			
	ア 省略		—	
	イ 省略			—
	(4) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	ウ 省略			—
	(5) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	ウ 省略			—
10 省略	1 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(2) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略	—		
	ウ 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

- (1) 1の部3の項及び6の項(1)
- (2) 5の部5の項
- (3) 7の部4の項

2 総務課における課長補佐の担当事務に係るこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長補佐」とする。

別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			管理者	専決者		
				局長	課長	主幹
総務課	1 省略	1 省略	—			
	2 省略	1 省略	—			
		2 省略		—		
		3 省略			—	
		4 省略				—

	(2) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	ウ 省略			—
	(3) 省略			
	ア 省略		—	
	イ 省略			—
	(4) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	ウ 省略			—
	(5) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	ウ 省略			—
10 省略	1 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(2) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略	—		
	ウ 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—

備考 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

- (1) 1の部3の項及び6の項
- (2) 5の部5の項及び8の項
- (3) 7の部1の項及び4の項

別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			管理者	専決者		
				局長	課長	
総務課	1 省略	1 省略	—			
	2 省略	1 省略	—			
		2 省略		—		
		3 省略			—	
		4 省略				—

	5 省略			—
3 省略	1 省略			—
4 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
5 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
6 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
7 省略	1 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(2) 省略	—		
	2 省略	—		
8 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
9 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略	—		

	5 省略			—
3 省略	1 省略			—
4 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
5 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
	(4) 省略		—	
	(5) 省略			—
	2 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
6 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
7 省略	1 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略		—	
	(2) 省略	—		
	2 省略	—		
8 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	2 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	3 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
9 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略	—		
	2 省略			
	(1) 省略			—
	(2) 省略			—
	(3) 省略			—
	(4) 省略			—
	(5) 省略	—		
	3 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略	—		

	イ 省略			—
	(2) 省略	—		
	4 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	5 省略			
	(1) 省略			—
10 省略	1 省略		—	
11 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
12 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略	—		
	(6) 省略	—		
	(7) 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	5 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
6 省略			—	
7 省略		—		
13 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略		—	
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
2 省略			—	
14 公有 財産及 び物品 に關す る事務	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			
	ア 省略	—		

	イ 省略			—
	(2) 省略	—		
	4 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	5 省略			
	(1) 省略			—
10 省略	1 省略		—	
11 省略	1 省略			—
	2 省略			—
	3 省略			—
12 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
	(3) 省略			—
	(4) 省略		—	
	(5) 省略	—		
	(6) 省略	—		
	(7) 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	5 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略		—	
	(3) 省略		—	
6 省略			—	
7 省略		—		
13 省略	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			—
	(3) 省略		—	
	(4) 省略			—
	(5) 省略		—	
	(6) 省略			—
	(7) 省略			—
	(8) 省略			—
2 省略			—	
14 公有 財産及 び物品 に關す る事務	1 省略			
	(1) 省略		—	
	(2) 省略			
	ア 省略	—		

		イ 省略		—				
		ウ 省略				—		
		(3) 省略	—					
		(4) 省略		—				
		(5) 省略		—				
		(6) 省略				—		
		(7) 省略				—		
		2 省略						
		(1) 省略	—					
		(2) 省略						
		ア 省略	—					
		イ 省略		—				
		(3) 省略	—					
		(4) 省略		—				
		3 物品に関すること。						
		(1) 賃貸借						
		ア 省略		—				
		イ 賃貸借料1件50万円以上500万円未満				—		
		ウ 賃貸借料1件50万円未満					—	
		(2) 使用貸借又は処分						
		ア 省略	—					
		イ 省略		—				
		ウ 予定価格又は評価額1件10万円以上100万円未満					—	
		エ 予定価格又は評価額1件10万円未満					—	
		4 省略				—		
発 電 工 水 課	1 省略	1 省略	—					
		2 省略		—				
		3 省略				—		
県 立 病 院 課	1 病院事業に関する事務	1 省略						
		(1) 省略	—					
		(2) 省略		—				
		(3) 省略				—		
		2 省略						
		(1) 省略	—					
		(2) 省略				—		
発 電 工 水 課	1 省略	1 省略	—					
		2 省略				—		
		3 省略					—	
		(2) 使用貸借又は処分						
		ア 省略	—					
		イ 省略		—				
		ウ 予定価格又は評価額1件_____100万円未満					—	
県 立 病 院 課	1 病院事業に関する事務	1 省略						
		(1) 省略	—					
		(2) 省略				—		
		(3) 省略					—	
		2 省略						
		(1) 省略	—					
		(2) 省略				—		
		3 健康診査等の受託契約に関すること。						
(1) 新規	—							

	3	省略			—
	4	省略			—

	(2)	更新等			—
	4	省略			—
	5	省略			—

備考 総務課における課長補佐の担当事務に係るこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長補佐」とする。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			管理者	専決者	
				局長	課長
新中央病院整備室	1	省略			
	(1)	省略	—		
	(2)	省略		—	
	(3)	省略			—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			管理者	専決者	
				局長	課長
新中央病院整備室	1	省略			
	(1)	省略	—		
	(2)	省略		—	
	(3)	省略			—

(愛媛県公営企業管理局予算班規程の一部改正)

第4条 愛媛県公営企業管理局予算班規程(平成7年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1~3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>公営企業管理局総務課主幹</td></tr> <tr><td>5</td><td>省略</td></tr> <tr><td>6</td><td>省略</td></tr> </table>	1~3	省略	4	公営企業管理局総務課主幹	5	省略	6	省略	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1~3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>省略</td></tr> <tr><td>5</td><td>省略</td></tr> </table>	1~3	省略	4	省略	5	省略
1~3	省略														
4	公営企業管理局総務課主幹														
5	省略														
6	省略														
1~3	省略														
4	省略														
5	省略														

(愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正)

第5条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、愛媛県公営企業事業所における所長、院長及び研究所長(以下「事業所長」という。)並びに支所長及び出張所長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 事業所長、支所長若しくは出張所長又は専決者若しくは代決者が事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 事務局長、課長、支所長、主幹、経営企画室長又は部</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除き、愛媛県公営企業事業所における所長、院長及び研究所長(以下「事業所長」という。)並びに_____出張所長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 事業所長_____若しくは出張所長又は専決者若しくは代決者が事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 事務局長、課長_____、経営企画室長又は部</p>

長が、常時、事業所長に代わって特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

(決裁事項)

第4条 決裁者は、別表第1から別表第6までの決裁区分の欄に印をもって示すところにより決裁するものとする。

2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第6までに掲げられていないものの決裁については、事業所長が定める。

3 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
所長の権限に属する事務	所長	課長又は支所長	省略
	省略		
支所長の権限に属する事務	支所長	支所長が指定した職員	
出張所長の権限に属する事務	出張所長	出張所長が指定した職員	
院長の権限に属する事務	省略		
	事務局長	課長又は経営企画室長（愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長）	主幹（愛媛県立中央病院総務課に限る。）
	愛媛県立中央病院総務課長	主幹	
	省略		
	主幹	主幹が指定した職員	
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分	愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			所長	専決者
			専決者	専決者

長が、常時、事業所長に代わって特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

(決裁事項)

第4条 決裁者は、別表第1から別表第5までの決裁区分の欄に印をもって示すところにより決裁するものとする。

2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第5までに掲げられていないものの決裁については、事業所長が定める。

3 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
所長の権限に属する事務	所長	課長_____	省略
	省略		
院長の権限に属する事務	省略		
	事務局長	課長又は経営企画室長（愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長）	課長補佐（愛媛県立中央病院総務課に限る。）
	愛媛県立中央病院総務課長	課長補佐	
	省略		
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	発電所、発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所における決裁区分	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分	
			所長	専決者
			専決者	専決者

		課長	事務局長	課長 又は 経営 企画 室長	主幹	事務局長
1 公文書に関する事務	1 省略		—			
	2 省略		—			
	3 軽易な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。					
	(1) (2)以外のもの	—		—		—
	(2) 定例的な通知、照会、報告、回答、申請、上申、進達等	—			—	—
2 省略	1 省略		—			
	2 省略		—			
	3 省略		—			
	4 省略		—			
3 省略	1 省略		—			
	2 省略		—			
	3 省略		—			
	4 省略		—			
	5 省略		—			
	6 省略		—			
4 事務の分担に関する事務	1 職員の事務の分担に関すること。					
	(1) 省略		—			
	(2) (1)及び(3)以外のもの			—		
	(3) 主幹が担当する係に属する職員の事務の分担の変更				—	
5 超過勤務命令に関する事務	1 職員の超過勤務命令に関すること。					
	(1) 省略		—			
	(2) (1)及び(3)以外のもの			—		
	(3) 主幹が担当する係に属する職員に係るもの				—	

		課長	事務局長	課長 又は 経営 企画 室長	事務局長
1 公文書に関する事務	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 軽易な通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。	—		—	—
	4 省略			—	
2 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略		—		
3 省略	1 省略		—		
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略		—		
4 事務の分担に関する事務	1 職員の事務の分担に関すること。				
	(1) 省略		—		
	(2) (1)____以外のもの			—	
5 超過勤務命令に関する事務	1 職員の超過勤務命令に関すること。				
	(1) 省略		—		
	(2) (1)____以外のもの			—	

6 省 略	1 省略								
	(1) 省略			—					
	(2) 省略				—				
	(3) 省略					—			
	2 省略								
	(1) 省略			—					
	(2) 省略				—				
7 省 略	1 省略			—					
	2 省略						—		
	3 省略			—					
	4 省略			—					
	5 省略					—			

備考 1 省略

2 愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

- (1) 1の部3の項(2)
- (2) 4の部1の項(3)
- (3) 5の部1の項(3)
- (4) 7の部2の項

別表第2（第4条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
総務課	1～8 省略			

備考 この表組織名の欄中「総務課」とあるのは _____、工業用水道管理事務所においては「管理課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
管理課	1 省略			

6 省 略	1 省略								
	(1) 省略			—					
	(2) 省略				—				
	(3) 省略					—			
	2 省略								
	(1) 省略			—					
	(2) 省略				—				
7 省 略	1 省略			—					
	2 省略						—		
	3 省略			—					
	4 省略			—					
	5 省略					—			

備考 __ 省略

別表第2（第4条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
総務課	1～8 省略			

備考 この表組織名の欄中「総務課」とあるのは、発電所においては「発電課」と、工業用水道管理事務所においては「管理課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
発電課	1 発電に関する事務	1 発電設備の運転及び保守に関すること。	—	
		2 その他発電に関すること。	—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
管理課	1 省略			

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
				支所長
銅 山 川 支 所	1 発電に関する事務	1 銅山川支所に係る発電設備の保守に関すること。		—

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の種類	事 項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分				愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			院 長	専決者			院 長	専決者
				事 務 局 長	課 長	主 幹		
総 務 課	1 省略	1 省略			—			
		2 省略			—			
	2 省略	1 省略						
		(1) 省略						
		ア 省略	—					
		イ 省略	—					
		ウ 省略	—					
		(2) 省略						
		ア 省略	—					
		イ 省略						
		(7) 省略	—					
		(4) 省略	—					
		2 省略						
		3 省略						
		(1) 省略	—					
		(2) 省略	—					
	4 省略	—						
	3 省略	1 省略	—					
		2 省略	—					
	4 省略	1 省略	—					
2 省略		—						

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の種類	事 項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分				愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			院 長	専決者			院 長	専決者
				事 務 局 長	課 長	事 務 局 長		
総 務 課	1 省略	1 省略			—			
		2 省略			—			
	2 省略	1 省略						
		(1) 省略						
		ア 省略	—					
		イ 省略	—					
		ウ 省略	—					
		(2) 省略						
		ア 省略	—					
		イ 省略						
		(7) 省略	—					
		(4) 省略	—					
		2 省略						
		3 省略						
		(1) 省略	—					
		(2) 省略	—					
	4 省略	—						
	3 省略	1 省略	—					
		2 省略	—					
	4 省略	1 省略	—					
2 省略		—						

6 省略	1 省略						
	(1) 省略	—					
	(2) 省略		—				
	(3) 省略			—			
	(4) 省略				—		
	2 省略						
	(1) 省略	—					
	(2) 省略		—				
	(3) 省略			—			
	(4) 省略				—		
	3 省略		—				
	4 省略		—				
	5 省略		—				
	6 省略			—			
7 省略	—						
7 省略	1 省略	—					
	2 省略	—					
	3 省略	—					
	4 省略						
	(1) 省略	—					
	5 省略						
	(1) 省略	—					
	(2) 省略	—					
8 省略	1 省略	—					
	2 省略	—					

備考 1 省略

2 愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1) 6の部1の項(3)及び(4)

(2) 6の部2の項(3)及び(4)

組 織 名	事務の 種 類	事 項	愛媛県立 中央病院 、愛媛県 立今治病 院及び愛 媛県立新 居浜病院 における 決裁区分	
			院 長	専決 者 院 長 専 決 者

6 省略	1 省略						
	(1) 省略	—					
	(2) 省略		—				
	(3) 省略			—			
	(4) 省略				—		
	2 省略						
	(1) 省略	—					
	(2) 省略		—				
	(3) 省略			—			
	(4) 省略				—		
	3 省略		—				
	4 省略		—				
	5 省略		—				
	6 省略			—			
7 省略	—						
7 省略	1 省略	—					
	2 省略	—					
	3 省略	—					
	4 省略						
	(1) 省略	—					
	5 省略						
	(1) 省略	—					
	(2) 省略	—					
8 省略	1 省略	—					
	2 省略	—					

備考 省略

組 織 名	事務の 種 類	事 項	愛媛県立 中央病院 、愛媛県 立今治病 院及び愛 媛県立新 居浜病院 における 決裁区分	
			院 長	専決 者 院 長 専 決 者

				事務局長	課長		事務局長
医 事 課	1 ~ 4 省略						
	5 健康 診査等 の受託 契約に 関する 事務	1 健康診査等の受託契約 に関する <u>こと。</u>					
		(1) 新規	—			—	
		(2) 更新等			—		—
	6 省略						
	7 省略						
	8 省略						
9 省略							

備考 省略

別表第4 省略

別表第5 (第4条関係)

支所長の権限に属する事務に係る決裁事項

組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分
			支 所 長
銅 山 川 支 所	1 文書の取扱 い及び公印の 管理に関する 事務	1 文書等の発送(文書管 理規程第36条)	—
		2 公印の使用管理に關 すること。	—
	2 人事管理に 関する事務	1 職員の出張、休暇、育 児休業等、職務専念義務 の免除等(職員の海外出 張及び支所長の県外出張 を除く。)	—
	3 職員の事務 の分担に關 する事務	1 職員の事務の分担に關 すること。	—
	4 職員の超過 勤務命令に關 する事務	1 職員の超過勤務命令に 関すること。	—
		5 収入又は支 出を伴う事務	1 1件30万円未満の支出 を伴う事件の決定に關 すること。
	2 1件10万円未満の収入 (寄附の受入れの決定を 除く。)に關すること。		—
6 その他の事 務	1 その他軽易な事項に關 すること。	—	

別表第6 省略

				事務局長	課長		事務局長
医 事 課	1 ~ 4 省略						
	5 省略						
	6 省略						
	7 省略						
	8 省略						

備考 省略

別表第4 省略

別表第5 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。